

安心して暮らせるまちづくりを目指して

地域生活を支える「支援力」を高めるために・・・

当別町 第2期障がい福祉計画

平成21年3月

当別町

目 次

序章 当別町の第2期計画作成と北海道障がい福祉計画策定指針

第1 基本的事項	
1 障がい福祉計画の作成に関する考え方	3
2 作成時期及び作成期間	4
第2 基本の方針	
1 北海道の目指す方向と当別町の考え	6
2 障がい福祉計画の作成の視点	6
3 北海道における平成23年度の数値目標の設定（北海道指針）	10
第3 北海道の助言と調整との関係	
1 北海道と当別町の連携	12
2 障がい福祉サービス量設定等の基本的な考え方	12
第4 その他	
1 制度の普及啓発	13
2 関係のある他の計画との関係	13
第1章 障がいのある方を取り巻く現状	
1 障がいのある方の人数の現状	17
2 指定障がい福祉サービスの現状	18
3 地域生活支援事業の状況	20
4 障がい関連団体等の現状	24
第2章 将来障がい者数と基本目標	
1 将来障がい者数	27
2 基本目標	28
第3章 障がい者自立支援法によるサービス体系	
1 サービス体系	31
2 指定障がい福祉サービス	32
3 地域生活支援事業	33
第4章 指定障がい福祉サービス	
1 指定障がい福祉サービスの必要量の見込み	37
2 指定障がい福祉サービスの必要量確保の方策	38
第5章 地域生活支援事業	
1 地域生活支援事業の実施に関する考え方	41
2 地域生活支援事業の必要量の見込み	42
3 地域生活支援事業の必要量確保の方策	45
第6章 障がい者福祉基本計画改訂へ向けての留意事項	
1 留意事項の位置付け	49
2 当別町障がい者地域自立支援協議会からの提言	50

3	次回の「障がい福祉基本計画」に対する計画内容補強の視点.....	57
4	計画策定に係る主要な計画の表現（抜粋資料）.....	68

序章 当別町の第2期計画作成と 北海道障がい福祉計画策定指針

第1 基本的事項

1 障がい福祉計画の作成に関する考え方

障がい福祉計画については、障がい者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成21年厚生労働省告示第2号。以下「国指針」という。)に則して、都道府県及び市町村が自ら作成するものです。

障がい福祉計画は、障がい者計画(障がい者基本法(昭和45年法律第84号)第9条に規定する都道府県障がい者計画及び市町村障がい計画をいう。以下同じ。)、地域福祉計画(社会福祉法昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画及び第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。以下同じ。)、医療計画(医療法(昭和23年法律第205号)第5章の2に規定する医療計画をいう。以下同じ。)その他の法律の規定による計画であって障がい者又は障がい児(以下「障がい者等」という。)の福祉に関する事項を定めるものと調和され、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるように定める計画です。

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課では、広域的な観点から市町村の計画づくりを支援するため、障がい福祉計画作成に関する基本的な考え方(障がい福祉計画策定指針(平成18年6月26日作成 平成21年1月19日一部改正)を示しています。当別町ではこの指針の内容に沿って計画を作成することとしています。



2 作成時期及び作成期間

(1) 作成時期

第2期障がい福祉計画は、第1期計画（平成18年度から平成20年度）で設定した平成23年度の数値目標にむけて、平成21年度から平成23年度までの3年を期間として平成20年度中に作成することとされています。

計画作成に当たっては、第1期計画の実施状況を把握し、地域におけるニーズ等を踏まえ、サービス見込量や具体的な取り組みについての見直しを行い、平成21年度から平成23年度までの3年間の障がい福祉サービス量の見込などについて定めるものとされています。

(2) 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期

障がい福祉計画は、3年を1期として作成します。なお、第3期障がい福祉計画については、平成23年度中に平成24年度から平成26年度までを期間として作成することになります。

	年 度 (平成)								
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
障がい福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画		

(3) 計画の作成体制

ア 行政機関内部の作成体制

障がい福祉計画作成に当たっては、教育委員会等教育担当部局及び保健衛生担当部局、住宅政策担当部局、地域振興担当部局、労働担当部局等の関係部局並びにハローワーク等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することとされています。

当別町では、行政機関内部の調整を図るため、平成18年度から当別町障がい福祉基本計画作成連絡調整会議を設置しています。また、地域住民との直接的な対話を継続的に実施するために、自立支援協議会に行政の関係部署を加え協議を行っています。

イ 障がい福祉計画作成委員会の開催

障がい福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障がい者等をはじめとして、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、幅広い分野の関係者から構成される障がい福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等の意見集約の場を設けることとされています。

当別町では、平成18年度から当別町障がい福祉基本計画作成委員会を設置していま

す。

ウ ニーズ等の把握

障がい福祉サービス等の必要量を見込むためには、これまでのサービス利用状況を分析するとともに、地域における障がい者等の実情、ニーズを的確に把握することが必要です。

このため、障がい者、事業者及び関係団体等に対して、アンケート、ヒアリング等の実施によるニーズを把握することとされています。

当別町では、計画作成に対する課題の検討を自立支援協議会において情報共有し、関係者のグループワークの開催等による提言書の作成及び提出、関係団体の随時ヒアリング及びパブリックコメントの実施等広くニーズを受け止めることのできるような環境づくりに努めています。

なお、平成20年6月に北海道が実施した「入所施設利用者意向調査」実施結果を参考としていることに加え、各事業所の新体系移行予定を考慮し、新体系サービスへの移行や地域移行の予定を個人別に想定して計画数値へ反映させています。

エ 住民の参加

グループホーム等の設置などをはじめとして、サービスの基盤整備に当たっては障がい及び障がい者等に対する地域住民の理解が不可欠であり、計画の作成に当たっては障がい者等のみならず、地域住民、町内会、企業、ボランティアなど幅広く参加を求めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進める必要があります。

具体的には、公募その他適切な方法による、住民の計画作成委員会への参加、聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治体を単位とする懇話会の開催など様々な機会を活用することとされています。

当別町では、計画作成委員会の委員は自立支援協議会の小グループから推薦された9名と一般公募の1名から構成されています。

第2 基本の方針

1 北海道の目指す方向と当別町の考え

支援費制度の施行以来、利用者がサービスを選択するという意識が醸成され、入所施設利用者も地域生活への移行を希望するようになってきています。

また、多くの福祉施設においても、「利用者の地域生活移行に対する支援」を運用方針として支援に努めてきており、北海道としても、地域生活への移行を希望する入所施設利用者に対する支援が各地域で展開されるよう、地域生活支援に向けた取り組みが進められてきています。

今後、北海道においては、様々な支援について本人を主体に取り組むことを基本として、『希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現』を目指して、障がいのある方が希望する暮らしの実現や、意欲や能力・適正に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、就労支援の充実や、必要な障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に確保していくべきものと考えられているところであり、当別町においても地域の実情をふまえ計画を定めます。

2 障がい福祉計画の作成の視点

(1) 障がい者の地域生活への移行を促進

北海道では全国に比べ入所施設サービスや入院への依存度が高いですが、障がいのある方が地域で暮らせる社会の実現には、グループホーム等の充実を図る等、居住支援（住まい）を基本とする基盤整備を進めるとともに、入所施設従事者が地域生活支援の担い手となるなど、施設機能を入所支援から地域生活へと転換することが必要であるとされています。

また、受入条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院支援等を促進することが必要です。

当別町においても、地域活動支援センター、NPO法人、ボランティア、保健師、精神保健福祉士など支援する人たちのチームアプローチをスムーズに行うため、自立支援協議会を中心として、精神障がいの地域移行支援に先進的に取り組んでいる札幌圏地域移行支援協議会と連携し、基盤整備に取り組みます。

(2) サービス基盤の地域間格差の縮小

北海道における、サービス基盤は入所施設を中心としたものであったことから、障がい福祉サービス基盤は市町村間で大きな格差が生じており、障がいのある方が、どこに暮らしても必要なサービスを受けられるよう、計画的なサービス基盤の整備を進めるとともに、ホームヘルプサービス等の障がい福祉サービス未利用地域の解消が図られ、地域間の格差を是正していくことが必要とされています。

当別町においては、入居施設がないことから、現在当別町外の入所施設に入所されてい

る方たちが、安心して地域に戻り、生活ができるよう必要とされるサービス基盤の質や量を継続的に調査し把握していくことが必要であると考えています。

また、障がいのある方の住まいの場として、公営住宅の活用についても行政内部の調整をはじめ、北海道とも連携して検討を進めます。

(3) 就労支援の強化

障がいのある方が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるように支援する体制づくりが必要であり、福祉施設において機能が低かった就労支援について、就労移行支援事業を中心に強化が図られるとともに、圏域や市町村における福祉・労働・教育等の関係機関が緊密な連携を図り、様々な分野において、一体的に支援を進めていく必要があります。

ア 福祉就労の底上げ

平成20年3月に北海道が策定した「北海道働く障がい者応援プラン」を踏まえて、各市町村においては、地域振興、農業振興や観光振興など各種施策との連携を図りながら行政、経済団体、企業や商店など地域の社会資源を最大限に活用した授産事業所等に対する支援ネットワークを構築する必要があるとしています。

また、市町村では、平成20年3月に施行された地方自治法施行令の改正により、特定随意契約の範囲が拡大されたこと等を踏まえて、授産施設への発注の促進策を検討する必要があります。

さらに、地域の特性に応じた工賃向上策を検討する必要があります。

イ 一般就労の促進

北海道では、「障がい者就労・地域生活支援センター」等を活用し、道内各地において、ハローワークや特別支援学校など就労支援に係る関係機関のネットワークを構築しているところであり、当別町でも、こうしたネットワークの活用と積極的な参加など地域の特性に応じた施策を検討する必要があります。

(4) 子どものライフステージに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもたちとその家族が、ライフステージに応じた必要な支援を、できるだけ身近な地域で受けることが可能となる仕組みが必要であり、子育て支援対策や教育施策とも連携を図り、地域の支援体制の充実に努める必要があります。

(5) 障がい児・障がい者の在宅医療の確保

在宅で暮らす障がい児や障がい者にとって、日常の生活環境だけでなく、レスパイトや緊急時における医療の確保は、地域で生活するために不可欠であり、障がいの特性に合わせて、適切な医療が提供されるよう、地域の医療機関との連携を図るなど支援を必要としている方のニーズに応じて、「医療的ケア」事業等に積極的に取り組む必要があります。

(6) 相談支援体制の整備

障がい者とそのご家族が安心して、健やかに地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスが使われやすくする工夫を利用者の立場に立って支援する相談支援体制の充実が不可欠です。

このため、市町村では、障がい者に対する相談支援事業の実施主体としてその責務を担うこととなるため、行政の職員だけでなく、指定相談支援事業者の専門性や北海道が設置する身障・知的相談員を活用するなど、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るように進めます。

また、こうした相談支援事業を適切かつ効率的に実施するためには、事業者、雇用、教育、医療等の関連分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会を設置することが必要であるとされており、当別町では、平成18年度から継続して協議会の開催を実施していますが、さらに地域住民の主体性を尊重しながら、地域・広域の相談支援体制を充実させていくうえで、協議を深めていく必要があると考えています。

その際に、自立支援協議会は、構成員が抱えている具体的な事例や地域の課題を持ち寄り、全員が情報を共有しながら解決に向けて協議し、必要に応じて、ケア会議の開催、速やかなチームアプローチのシステム構築やプログラム導入、地域包括支援センターとの連携による障がい者ケアマネジメントの向上など、協働で取り組む方策の具体化・適正化・迅速化に向けていけるよう目標設定や運用管理に特に留意する必要があります。

(7) 共生型事業の展開

ア 視点1（共生型事業等による基盤整備の推進）

相談支援体制やサービス基盤の整備などの取り組みを進めるに当たっては、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど一体的に支援する事業をいう。）の活用を検討する必要があります。

その際、介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存事業所の活用のほか、先進的事業支援特例交付金（「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱」の第4に基づくもの。）などを活用し、地域特性を踏まえた新たな視点に立った先進的な事業についても、積極的に検討することが望ましいとしています。

当別町では、当別町地域福祉計画（平成19年3月策定）及び当別町障がい福祉基本計画（平成19年3月作成）に基づき、平成19年度当別町地域介護・福祉空間整備等交付金における新たな「共生型」基盤整備事業計画を策定し、平成20年度に、NPO法人当別町青少年活動センターゆうゆう24を実施主体として共生型地域福祉ターミナル構築事業と共生型地域オープンサロン事業が開始したところとなっています。

継続して、より多くの地域住民に当別町の共生型事業に参加していただき、世代や分野を超えて地域の支援力をより高めていけるよう働きかけるとともに、今後も基盤整備

に有効な新たな事業を検討する必要があると考えています。

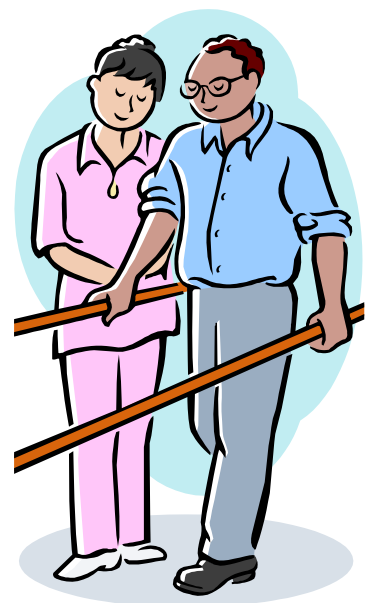
イ 視点2（福祉的関係性のデザインの変更）

従来の「障がい者」と「健常者」、「高齢者」と「若年者」という二極化した発想から、「障がい者」と「障がいをかかえる可能性がある人」、「高齢者」と「これから高齢者の仲間入りする人」という視点に立ち、高齢者や障がいの経験を持つ人たちの『生活のしづらさ』やその状況に向き合って生きてこられた経験を大切な人生経験として、他の人にとっても有益な情報、すなわち大切な生活情報であるという観点から、共生型事業の実施を契機として、「高齢者から学ぶこと」「障がい者から学ぶこと」のように、今までは支援される側にあった方たちから本当はわれわれが多くのことを学ぶことができる『知ることによってわれわれが助けられる』という、価値観の転換を進めたいと考えています。

そのために、そもそも支援してあげなければならないという「対象化」「差別化」に偏ることのないよう、障がいも高齢もすべての人の延長線上にある可能性を子どものうちから教育される機会を増やすような検討や家族、介護者、地域住民など幅広く継続的に発信し、理解を深める必要があると考えています。

(8) その他

障がいのある方が地域で安心して生活していくためには、障がい福祉サービスの充実とともに、それを助け促進させるための様々な支援が必要となることから、支援を必要な方に寄り添った相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活の支援体制の構築が必要です。



3 北海道における平成23年度の数値目標の設定（北海道指針）

障がい福祉計画において必要なサービスの量を見込むに当たっては、障がい者の自立支援の観点から、「地域移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、施設が新しいサービス体系への移行を終了する平成23年度を目標年度として、次の事項について「目指す方向」に掲げる数値を基本として、数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

ア 考え方

北海道の入所施設利用割合は、全国平均の約2倍であり、これまで障がい福祉サービスの提供を入所施設に依存してきたといった経緯があることから、今後は施設入所者の希望を尊重し、求める住まいの（居住支援）が提供できるように、地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、北海道全体として地域生活移行者の数と入所施設定員の減少が国指針の基準以上となることを目指す必要があると考えられています。

イ 目指す方向

北海道の指針では、「生活介護」対象者以外の地域生活移行可能者のうち約半数の方が平成23年度末までに地域移行することを目指し、その結果として、第1期障がい福祉計画の作成時点（以下「第1期計画時点よいう。」）の施設入所の入所者数の2割以上の方が平成23年度末の段階において地域生活に移行するとともにこれにあわせて平成23年度末時点の施設入所者数が第1期計画時点の入所者数から14%以上減少するような目標を設定しています。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

ア 考え方

入院中の精神障がい者のうち、地域の受け皿づくりや退院促進支援を進めることによって退院可能な精神障がい者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、いわゆる社会的入院の解消を目指すことが必要であるとされています。

イ 目指す方向

北海道は、退院可能精神障がい者の状況を平成17年度に調査を実施し把握していることから、この調査結果による退院可能障がい者が平成23年度末までに地域生活に移行することを目指しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

ア 考え方

福祉施設利用者の一般就労への移行は、第1期計画時点で全国で1.1%（平成12年社会福祉施設調査）であるのに対し、北海道では0.4%（平成15年調査）と半数以下となっており、北海道においては特に福祉施設からの就労移行が低調であったこと

から、就労移行支援事業の実施促進や地域における就労支援体制づくりについて強力に取り組み、一般就労へ移行する方の数が国指針の基準以上となることを目指す必要があるとされています。

イ 目指す方向

北海道においては、第1期計画時点での有効求人倍率が全国の1/2と、雇用状況の好転が遅れていることから、当面は福祉施設から一般就労への移行状況の全国での対比が雇用状況（有効求人倍率）の全国での対比と同水準になることを目指し、平成23年度において、障がい者の福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労へ移行する方の数を第1期計画時点の移行実績の4倍以上とすることを目標とするとしています。

(4) 福祉的就労の工賃水準の向上

ア 考え方

一般就労が困難な障がいのある方の福祉的就労における工賃の向上を図るため、企業や官公庁、地域住民を含めた関係者の幅広い協力を得ながら、北海道の地域特性や地域資源などを踏まえた様々な取り組みを進める必要があるとしています。

イ 目指す方向

障がいのある方が働くことを通じて社会に参加し、「地域で生きる喜びを得る」とともに、工賃と障がい基礎年金などの社会保障給付を合わせ、地域で経済的にも自立した生活が可能となるよう、平成23年度に北海道の平均工賃が平成18年度水準15,305円（月額）の2倍を達成することを目指しています。



第3 北海道の助言と調整との関係

1 北海道と当別町の連携

当別町では、第2期計画の作成にあたって、北海道の指針に掲げる第2の3の項目の数値を基本におき、当別町の利用者の意向と地域の資源に応じて計画を定め、数値目標を設定します。

北海道は、市町村の方針や計画を尊重しつつ、市町村の行う事業の適正、円滑について支援を行うとされていますので、十分な情報共有と連携を図りながら計画の作成と実施に臨む必要があると考えています。

特に、障がい福祉サービスを提供するための基盤整備にあたっては、北海道と市町村・地域住民が意見交換を行い、計画の作成過程において広域的な調整を行うこととされていることから、当別町では、自立支援協議会等の協議体を最大限に活用し、地域住民や当事者の方への周知をしっかりと行い、その意向を可能な限り北海道へ伝える機能を高める必要があると考えています。

2 障がい福祉サービス量設定等の基本的な考え方

市町村において障がい福祉サービスの必要量を見込むときは、地域における実情やニーズを把握した上で、事業者の新体系への移行希望調査の結果や住民の意見を取り入れるとともに、各年度における指定障がい福祉サービス、指定相談支援の種類ごとに必要なサービス量の見込量の確保のための方策について取り組みを含め検討します。計画策定時点でないサービス等の基盤整備については、自立支援協議会等の検討を経た上で、計画への追加を随時図っていくよう調整を行います。

なお、平成20年6月に北海道が実施した、「入所施設利用者移行調査」の実施結果等を踏まえ、個別に平成21年度から平成23年度までのサービス量等の見込を設定します。

第4 その他

1 制度の普及啓発

障がい者自立支援法の目的である「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解と参加・協力を得ることが不可欠であり、この障がい福祉計画の作成を通じて障がい者自立支援法や社会福祉法、当別町総合計画や当別町地域福祉計画など協働・共生による地域福祉のまちづくりの趣旨の普及啓発を図ります。

2 関係のある他の計画との関係

障がい福祉計画は、障がい者計画に掲げる「生活支援」に向けた障がい福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置づけられるものであり、総合計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、当別健康プラン21、子育て行動計画（次世代育成支援行動計画）、障がい者計画などやその他の法律の規定で定められる計画で障がい者等の福祉にすることが定められたものと調和が保たれるよう必要な配慮をします。



第1章 障がいのある方を取り巻く現状

1 障がいのある方の人数の現状

本町における障がいのある方の人数は1,013人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が832人、知的障がい者が128人、精神障がい者が53人となっています（平成20年4月1日現在）。

年齢別障がい者数の現状

障がい者数（手帳ベース）

年齢	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者			障がい者		
	男	女	身体計	男	女	知的計	男	女	精神計	男	女	総計
0～4歳	0	0		0	0		0	0		0	0	0
5～9歳	2	0	2	3	3	6	0	0		5	3	8
10～14歳	5	3	8	6	4	10	0	0		11	7	18
15～19歳	4	4	8	10	9	19	0	0		14	13	27
20～24歳	2	5	7	4	4	8	1	0	1	7	9	16
25～29歳	2	1	3	4	7	11	2	1	3	8	9	17
30～34歳	7	1	8	8	4	12	3	3	6	18	8	26
35～39歳	8	8	16	11	5	16	2	4	6	21	17	38
40～44歳	6	3	9	6	0	6	0	5	5	12	8	20
45～49歳	11	14	25	5	3	8	6	2	8	22	19	41
50～54歳	18	12	30	8	0	8	3	5	8	29	17	46
55～59歳	24	30	54	5	3	8	4	5	9	33	38	71
60～64歳	39	38	77	3	2	5	0	6	6	42	46	88
65～69歳	48	44	92	1	3	4	0	0		49	47	96
70～74歳	59	64	123	3	1	4	0	0		62	65	127
75～79歳	64	63	127	1	0	1	0	1	1	65	64	129
80～84歳	48	75	123	1	0	1	0	0		49	75	124
85歳以上	34	86	120	1	0	1	0	0		35	86	121
総計	381	451	832	80	48	128	21	32	53	482	531	1,013

平成20年4月1日現在。

年齢別にみると、身体障がい者については75～79歳の127人を筆頭に65歳以上の高齢者を中心とする人数構造となっています。

知的障がい者については15～19歳の19人が最も多くなっていますが、25～39歳の年齢層にも広く分布しています。

また、精神障がい者については55～59歳の9人が最も多くなっていますが、年齢別には25～64歳までの間を中心に分布しており、児童には該当者がいません。

2 指定障がい福祉サービスの現状

[計画値と実績値]

サービス名	計画値				実績値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
訪問系							
居宅介護	216 時間分	226 時間分	237 時間分	274 時間分	314 時間分	96 時間分	123 時間分
重度訪問介護	1 時間分	1 時間分	2 時間分	3 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分
行動援護	14 時間分	16 時間分	16 時間分	19 時間分	0 時間分	7 時間分	3 時間分
重度障がい者等包括支援	0 時間分	0 時間分	0 時間分	2 時間分	0 時間分	0 時間分	0 時間分
日中活動系							
生活介護	0 人日分	150 人日分	259 人日分	682 人日分	0 人日分	80 人日分	147 人日分
自立支援(機能訓練)	0 人日分	24 人日分	42 人日分	110 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
自立支援(生活訓練)	0 人日分	77 人日分	134 人日分	352 人日分	0 人日分	0 人日分	20 人日分
就労移行支援	0 人日分	73 人日分	125 人日分	330 人日分	0 人日分	59 人日分	146 人日分
就労継続支援(雇用型)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
就労継続支援(非雇用型)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	220 人日分	0 人日分	68 人日分	126 人日分
療養介護	0 人 分	19 人 分	33 人 分	88 人 分	0 人 分	0 人 分	0 人 分
児童デイサービス	91 人日分	96 人日分	101 人日分	117 人日分	29 人日分	183 人日分	233 人日分
短期入所	36 人日分	38 人日分	40 人日分	46 人日分	2 人日分	10 人日分	2 人日分
居住系							
共同生活援助・ 共同生活介護	11 人 分	12 人 分	12 人 分	24 人 分	13 人 分	21 人 分	21 人 分
施設入所支援	0 人 分	16 人 分	28 人 分	55 人 分	7 人 分	6 人 分	12 人 分

[計画値との比較及び実績変化]

サービス名	対計画値比率			実績変化率	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H18~19	H19~20
訪問系					
居宅介護	145.4%	42.5%	51.5%	30.6%	128.1%
重度訪問介護	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
行動援護	0.0%	43.8%	18.8%	-	42.9%
重度障がい者等包括支援	-	-	-	-	-
日中活動系					
生活介護	-	53.3%	64.5%	-	183.8%
自立支援（機能訓練）	-	0.0%	0.0%	-	-
自立支援（生活訓練）	-	0.0%	16.4%	-	-
就労移行支援	-	80.8%	109.6%	-	247.5%
就労継続支援（雇用型）	-	-	-	-	-
就労継続支援（非雇用型）	-	-	-	-	185.3%
療養介護	-	0.0%	0.0%	-	-
児童デイサービス	31.9%	190.6%	195.0%	631.0%	127.3%
短期入所	5.6%	26.3%	60.0%	500.0%	30.0%
居住系					
共同生活援助・ 共同生活介護	118.2%	175.0%	166.7%	161.5%	100.0%
施設入所支援	-	37.5%	37.5%	85.7%	200.0%

3 地域生活支援事業の状況

(1) 相談支援事業

[計画値と実績値]

サービス名	計画値				実績値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
(1)相談支援事業	実施見込み箇所数	実施見込み箇所数	実施見込み箇所数	実施見込み箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数	利用者数	利用者数	利用者数
相談支援事業							
ア 障がい者相談支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	23 人	23 人	24 人	25 人	20 人	20 人	40 人
イ 地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援機能強化事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
住宅入居等支援事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
成年後見制度利用支援事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

[計画値との比較及び実績変化]

サービス名	対計画値比率			実績変化率	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H18~19	H19~20
(1)相談支援事業	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
相談支援事業					
ア 障がい者相談支援事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	87.0%	87.0%	104.2%	100.0%	200.0%
イ 地域自立支援協議会	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
相談支援機能強化事業	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	-	-	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	-	-	-	-	-

(2) コミュニケーション支援事業

[計画値と実績値]

サービス名	計画値				実績値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
(2)コミュニケーション支援事業 (利用者数)	0人	1人	1人	1人	0人	1人	1人

[計画値との比較及び実績変化]

サービス名	対計画値比率			実績変化率	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H18～19	H19～20
(2)コミュニケーション支援事業	-	100.0%	100.0%	-	100.0%

(3) 日常生活用具給付等事業

[計画値と実績値]

サービス名	計画値				実績値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
(3)日常生活用具給付等事業 (給付件数)							
介護訓練支援用具	3件	5件	5件	5件	0件	4件	4件
自立生活支援用具	8件	10件	10件	10件	5件	11件	7件
在宅療養等支援用具	2件	1件	1件	1件	0件	2件	2件
情報・意志疎通支援用具	6件	5件	5件	5件	1件	1件	1件
排せつ管理支援用具	235件	238件	243件	258件	98件	180件	250件
住宅改修費	0件	1件	1件	1件	0件	1件	1件

[計画値との比較及び実績変化]

サービス名	対計画値比率			実績変化率	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H18～19	H19～20
(3)日常生活用具費給付事業 (給付件数)					
介護訓練支援用具	0.0%	80.0%	80.0%	-	100.0%
自立生活支援用具	62.5%	110.0%	70.0%	220.0%	63.6%
在宅療養等支援用具	0.0%	200.0%	200.0%	-	100.0%
情報・意志疎通支援用具	16.7%	20.0%	20.0%	100.0%	100.0%
排せつ管理支援用具	41.7%	75.6%	102.9%	183.7%	138.9%
住宅改修費	-	100.0%	100.0%	-	100.0%

(4) 移動支援事業

[計画値と実績値]

サービス名	計画値				実績値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
	実施見込み 箇所数	実施見込み 箇所数	実施見込み 箇所数	実施見込み 箇所数	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用見込み 者数	利用者数	利用者数	利用者数
	延利用見込 み時間数	延利用見込 み時間数	延利用見込 み時間数	延利用見込 み時間数	延利用 時間数	延利用 時間数	延利用 時間数
(4)移動支援事業	9 か所	12 か所	15 か所	24 か所	9 か所	9 か所	10 か所
	21 人	25 人	30 人	50 人	26 人	48 人	50 人
	110 時間	120 時間	130 時間	160 時間	841 時間	3,003 時間	4,200 時間

[計画値との比較及び実績変化]

サービス名		対計画値比率			実績変化率	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H18~19	H19~20
(4)移動支援事業	実施箇所数	100.0%	75.0%	66.7%	100.0%	111.1%
	利用者数	123.8%	192.0%	166.7%	184.6%	104.2%
	延利用時間数	764.5%	2502.5%	3230.8%	357.1%	139.9%

(5) 地域活動支援センター運営事業

[計画値と実績値]

サービス名	計画値				実績値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
	実施見込み 箇所数 (カ所)	実施見込み 箇所数 (カ所)	実施見込み 箇所数 (カ所)	実施見込み 箇所数(カ 所)	実施箇所数 (カ所)	実施箇所数 (カ所)	実施箇所数 (カ所)
	利用見込み者 数(人)	利用見込み者 数(人)	利用見込み者 数(人)	利用見込み者 数(人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
(5)地域活動支援センター運営 事業	1	1	1	1	1	1	1
	15	15	15	27	15	15	15

[計画値との比較及び実績変化]

サービス名		対計画値比率			実績変化率	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H18~19	H19~20
(5)地域活動支援センター 運営事業	実施箇所数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	利用者数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(6) その他の独自事業

[計画値と実績値]

サービス名	計画値				実績値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
	実施見込み 箇所数 (カ所)	実施見込み 箇所数 (カ所)	実施見込み 箇所数 (カ所)	実施見込み 箇所数 (カ所)	実施箇所数 (カ所)	実施箇所数 (カ所)	実施箇所数 (カ所)
	利用見込み 者数(人)	利用見込み 者数(人)	利用見込み 者数(人)	利用見込み 者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
(6)日中一時支援事業	-	-	-	-	3	3	7
	10	16	16	17	4	4	10

[計画値との比較及び実績変化]

サービス名		対計画値比率			実績変化率	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)	H18~19	H19~20
(6)日中一時支援事業	実施箇所数	-	-	-	100.0%	233.3%
	利用者数	40.0%	25.0%	62.5%	100.0%	250.0%

4 障がい関連団体等の現状

町内の主な障がい関連団体については、次のとおりです。

障がい関連団体と活動目的

組織・団体名	主な活動
身体障がい者福祉協会当別分会	当別町に居住する身体障がいのある方の相互の親睦、研修会、福祉関係団体との連携を図り、明るい生活と暮らしやすいまちづくりを推進する活動を行っている。
野菊の会	精神障がい者回復者クラブとして月1回シルバー人材センター内や総合保健福祉センターゆとろで調理・ステンシルなどの活動を行っている。
新生家族会	主に精神障がいのある方の親と子が抱える悩みや相談、家族との関わり方などを話し合う活動を行なっている。活動は月1回の会合と年1回の親と子の親睦会を行っている。
ねこやなぎの会	脳卒中・難病などがある方とボランティアが中心となり、身体障がいのある方が集い体操やレクリエーション等の活動を行っている。
萌木の会	障がいのある子の保護者や会の活動に賛同する人たちが手を結び合い、子どもたちの健やかな発達を願い活動を行なっている。勉強会・関係施設の見学・レクリエーション等の活動を行っている。
当別断酒会	飲酒・断酒に関する問題を抱える本人や家族が、その人らしく地域で生活することができるよう、関係機関等と連携しながら個別・グループによる支援活動を行っている。
当別町介護者と共に歩む会	認知症の高齢者を介護している家族などの交流を通じて『認知症』に対する関心と理解を深め、当事者とその家族への援助と福祉の向上を目的とした活動を行っている。
ぼれぼれ倶楽部	障がいのある方をサポートするボランティアグループ。ランチ作り・畑作業・例会運営などの活動を行っている。
ポテト手話サークル	聴覚障がいのある方との交流を通じて、支援者の手話の技術の習得・向上を図り、また、手話を伝える活動を行い、聴覚障がいのある方の支援活動の実践と周知活動を行っている。

第2章 将来障がい者数と基本目標

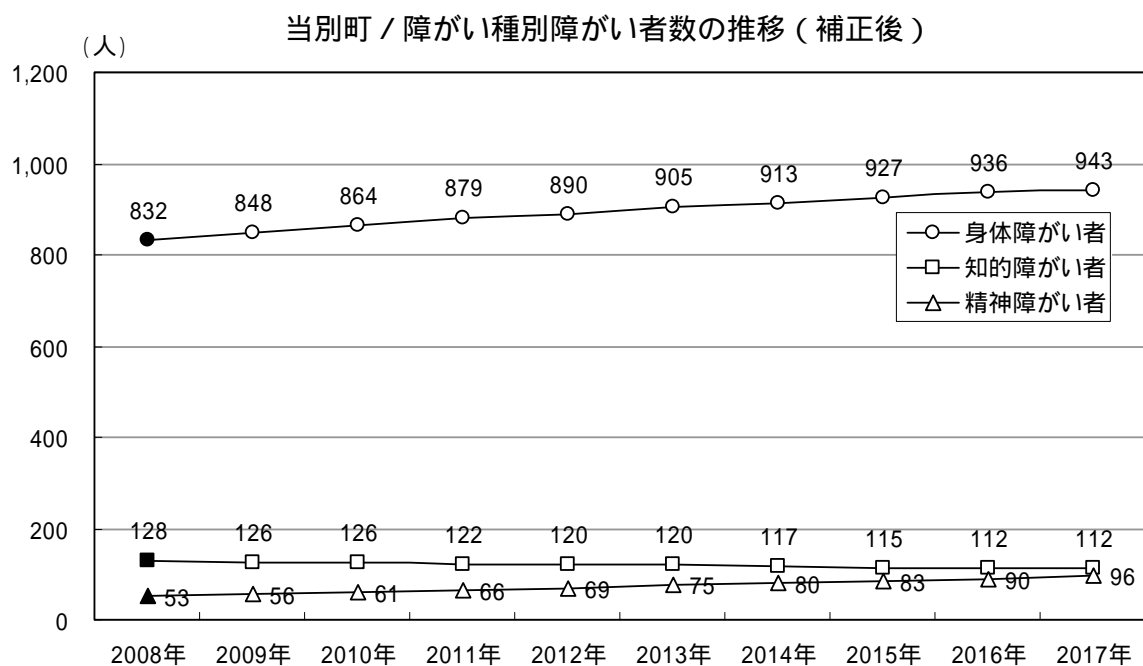
1 将来障がい者数

障がい者数を予測してみると、3障がいあわせの総数は現況（2008年）の1,013人に対し、2011年には1,079人、2014年には1,116人と増加していくものと思われます。

障がい種別では、身体障がい者の場合は、現況（2008年）の832人に対し、2011年は879人、2014年は913人となります。

知的障がい者の場合は、現況（2008年）の128人に対し、2011年は122人、2014年は117人となります。

精神障がい者の場合は、現況（2008年）の53人に対し、2011年は66人、2014年は80人となります。



種別	現況	推計								
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
身体障がい者	832	848	864	879	890	905	913	927	936	943
知的障がい者	128	126	126	122	120	120	117	115	112	112
精神障がい者	53	56	61	66	69	75	80	83	90	96
総計	1,013	1,053	1,071	1,079	1,094	1,103	1,116	1,129	1,137	1,145

出現率に基づく推計。

知的障がい者数及び精神障がい者数は補正推計。

* 障がい者数の推計に当たっては、町全体の人口に各障がい者の出現率を乗じて求めるのが一般的ですが、本町の場合は、これまで各障がい者とも増加又は横ばいで推移してきているのに、将来の町全体の人口が減少予測となるため、知的障がい者と精神障がい者の場合において実際の傾向に反してその数が大幅に減少するという予測につながります。これは、本町の実情からみて馴染まない予測と考えますので、知的・精神障がい者数に限っては、過去の傾向を重視した予測で修正を加えたものとなっています。

2 基本目標

障がいのある方の自立を支援・推進する観点から、次のような基本目標を設定します。

基本目標 [障がい福祉計画]

目 標	指 標	計画目標値		
		基準年 (平成 17 年)	現 況 (平成 20 年)	平成 23 年度
施設入所者の地域生活 への移行	現在の入所者の 10%以上が地域 生活に移行	-	3.3%	18.0%
	施設入所者数を 7%以上減少	61 人	59 人	55 人
退院可能精神障がい者 の地域生活への移行	退院可能精神障がい者数の減少	2 人	2	1 人
福祉施設から一般就労 への移行	福祉施設から一般就労への移行者 数を現在の 4 倍以上増加	0 人	- 1 人	1 人

福祉施設から一般就労した人 = 2 人。一般就労から福祉施設へ入所した人 = 3 人。



第3章 障がい者自立支援法による サービス体系

1 サービス体系

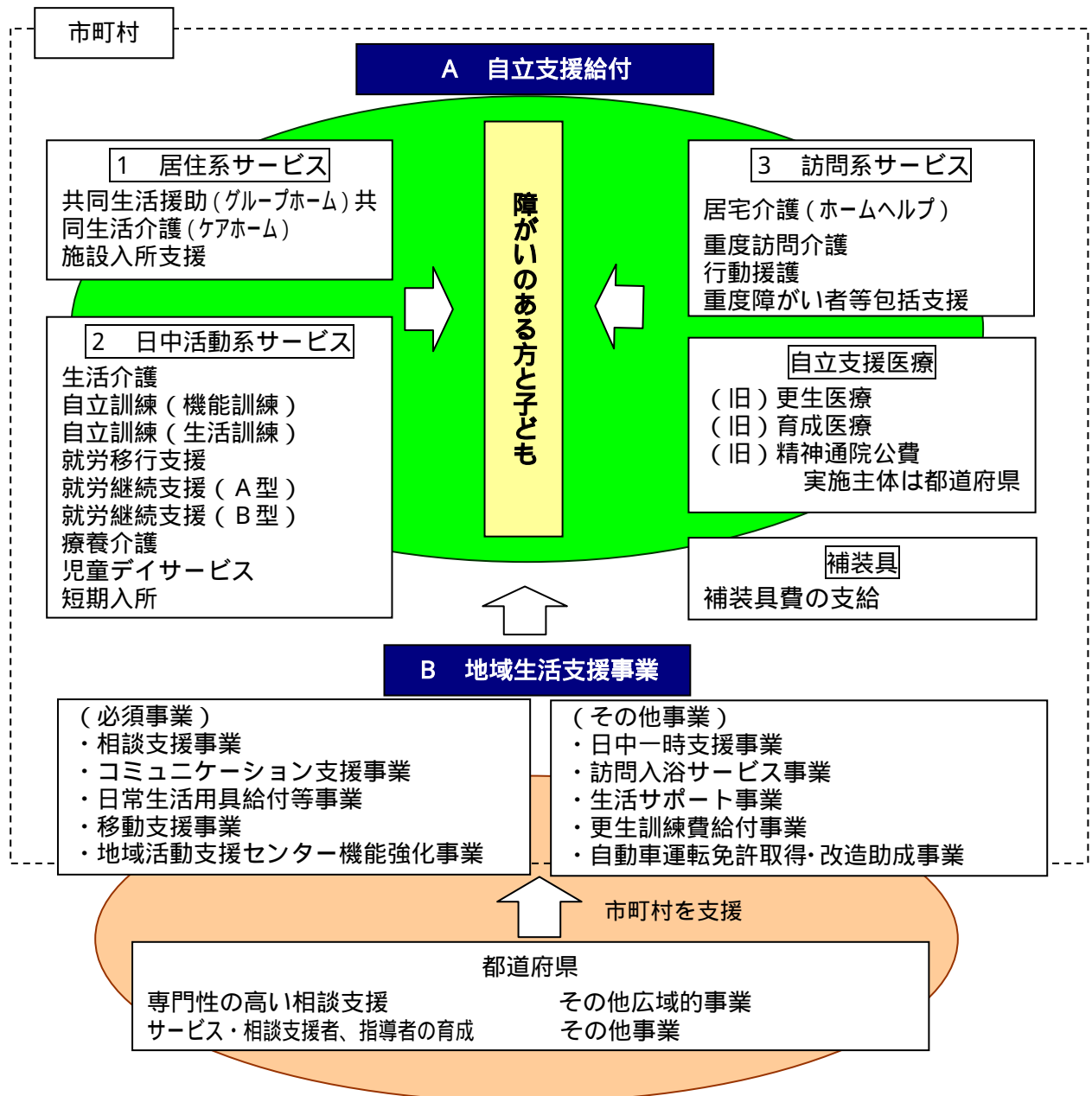
「障がい者自立支援法」に基づくサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。

「自立支援給付」は、これまでの支援費制度によるサービスなど障がい者自立支援の中心となるサービス群で、国(1/2)と道(1/4)の負担金(義務的経費)が支出されます。

「居住系サービス」「日中活動系サービス」「訪問系サービス」(これらを指定障がい福祉サービスといいます。)及び「補装具」は市町村が実施主体に、また「自立支援医療」は都道府県が実施主体になります。

「地域生活支援事業」は、都道府県や市町村の事業として国から国庫補助金(裁量的経費・統合補助金)が支給され、市町村が実施主体になります。

障がい者自立支援法のサービス体系



2 指定障がい福祉サービス

居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）

介護の要らない軽度知的障がい者、精神障がい者で共同生活を営むことに支障のない障がい者に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他食事等の日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

介護を要する重度知的障がい者、精神障がい者の共同生活の場で、家事等の日常生活上の支援と食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供します。

施設入所支援

施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

日中活動系サービス

生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がい者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がい者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

就労継続支援（A型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がい者や就労経験のある障がい者等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。

就労継続支援（B型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、一定年齢に達している障がい者等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。

療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。

児童デイサービス

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。

重度障がい者等包括支援

意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障がい程度区分6の障がい者等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスを包括的に提供します。

3 地域生活支援事業

相談支援事業

一般的な相談支援に加え、地域活動支援事業として必要な方へのケアマネジメントなどを行う相談支援事業が市町村の必須事業として位置づけられ、民間の相談支援事業者を指定し、委託もできるようになります。市町村相談支援機能強化事業・居住サポート事業・成年後見制度利用支援事業などに区分されます。

コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のための意志疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳設置事業に区分されます。

日常生活用具給付等事業

日常生活用具と補装具を再区分し、点字器、歩行補助つえ等は日常生活用具へ移行します（パソコンは廃止）。

移動支援事業

重度訪問介護、行動援護、包括支援の対象者以外の外出の際の移動支援を行います。

地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

その他事業

市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。



第4章 指定障がい福祉サービス

1 指定障がい福祉サービスの必要量の見込み

必要量の見込みにあたっては、現在の状況をふまえ、利用者や事業者のニーズや意向、障がい者の将来動向、基本目標の計画目標値などを総合的に勘案して、必要量を見込みました。

指定障がい福祉サービスの必要量見込み（1か月の必要サービス量）

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系（月平均）			
居宅介護	29人	33人	37人
	159時間分	181時間分	203時間分
重度訪問介護	1人	1人	1人
	180時間分	180時間分	180時間分
行動援護	1人	1人	1人
	3時間分	3時間分	3時間分
重度障がい者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間分	0時間分	0時間分
日中活動系			
生活介護	23人	29人	39人
	376人日分	474人日分	637人日分
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
自立訓練（生活訓練）	4人	6人	3人
	80人日分	120人日分	60人日分
就労移行支援	7人	9人	11人
	146人日分	188人日分	230人日分
就労継続支援（雇用型）	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
就労継続支援（非雇用型）	11人	17人	28人
	216人日分	334人日分	550人日分
療養介護	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
児童デイサービス	49人	55人	61人
	288人日分	323人日分	358人日分
短期入所	4人	5人	6人
	6人日分	8人日分	10人日分

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居住系			
共同生活援助・介護（GH、CH）	23人	24人	32人
	710人日分	741人日分	988人日分
施設入所支援	30人	37人	48人
	1,160人日分	1,431人日分	1,856人日分
相談支援			
サービス利用計画作成費	1人	2人	3人

注1 単位を人日分で表記している数値は、「月間利用人数」に「月あたり利用日数（一部を除き22日）」を乗じた数値

2 指定障がい福祉サービスの必要量確保の方策

(1) 訪問系指定障がい福祉サービス

必要量の確保については、利用者自らが事業者を選択できるように指定障がい福祉サービスを行う事業者の整備に努めていきます。

退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行により、障がいのある方が単身で生活を始める例がこれまで以上に増え、居宅介護の需要も増えることが予想されます。退院・所後の生活が円滑にできるように、必要量の確保と同時に障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。

(2) 日中活動系指定障がい福祉サービス

日中活動系のサービスは、利用者が、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需用への対応が必要となってきます。そのため、サービス提供体制については、今後の事業者の新体系への移行の状況やサービス需用の動向の把握に努めます。

新体系によるサービスが円滑に提供できるよう、関係機関の連携を強め、情報の共有化を図ります。

(3) 居住系指定障がい福祉サービス

入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護事業（ケアホーム）の計画的な推進が必要となりますので、今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を見込みます。

福祉施設から地域生活へ移行する人数（平成23年度までに1名程度）及び居宅からグループホーム（GH）やケアホーム（CH）に移行する人数（平成23年度までに5名程度）、退院可能な精神障がい者（平成23年度までに1名程度）が見込まれるため、民間活力を利用したグループホームやケアホームの設置を促進します。

第 5 章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の実施に関する考え方

障がいのある方がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障がい者自立支援法に基づいた「当別町地域生活支援事業」を実施します。

「当別町地域生活支援事業」は、法令による必須事業及び独自事業により構成されます。

【必須事業】

- ・相談支援事業
- ・コミュニケーション支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター事業

【独自事業】

- ・相談支援事業強化事業
- ・日中一時支援事業
- ・自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業
- ・地域活動支援センター強化事業
- ・成年後見制度利用促進事業

地域生活支援事業は、指定障がい福祉サービスとともに障がいのある方の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。今後も、町では多様化するニーズ等を踏まえ、必要なサービスの把握・検討に努めます。

2 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の必要量は、現在の状況をふまえ、利用者のニーズや意向、障がい者の将来動向などを総合的に勘案して見込みました。

相談支援事業の必要量見込み

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
(1)相談支援事業			
相談支援事業			
ア 障がい者相談支援事業	1 (45人)	1 (45人)	1 (45人)
イ 地域自立支援協議会	1	1	1
相談支援機能強化事業	1	1	1
住宅入居等支援事業	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

相談支援事業とは、北海道から指定を受けた相談支援事業者が障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。当別町では、ななかまどに委託をしている。
機能強化事業とは、町における相談支援を強化するために、専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士）を配置すること。

コミュニケーション支援事業の必要量見込み

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実利用見込み者数 (人)	実利用見込み者数 (人)	実利用見込み者数 (人)
(2)コミュニケーション支援事業	1	1	1

聴覚・言語機能・音声機能・視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に対し、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者とその他の意思疎通を仲介する。

日常生活用具給付等事業の必要量見込み（年間延べ給付件数）

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)
(3)日常生活用具給付等事業			
介護訓練支援用具	4	4	4
自立生活支援用具	10	10	10
在宅療養等支援用具	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	1	1	1
排せつ管理支援用具	262	274	286
住宅改修費	1	1	1

重度障がい者等に対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。

介護訓練支援用具～特殊寝台、特殊マット等

自立生活支援用具～入浴補助用具、杖等

在宅療養等支援用具～ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機等

情報・意思疎通支援用具～視覚障がい者用活字文字読み上げ装置、聴覚障がい者用受信装置等

排せつ管理支援用具～ストマ用装具（蓄便・尿袋）等

移動支援事業の必要量見込み

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
	月間利用見込み者数 (人)	月間利用見込み者数 (人)	月間利用見込み者数 (人)
	月間延利用時間数 (時間)	月間延利用時間数 (時間)	月間延利用時間数 (時間)
(4)移動支援事業	11	11	11
	55	60	65
	4,500	4,800	5,100

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行う。

地域活動支援センター運営事業の必要量見込み

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)
	定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)
(5)地域活動支援センター 運営事業	2	2	2
	16	16	16
	なし	なし	なし

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

その他の独自事業の必要量見込み

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
	月間登録者数 (人)	月間登録者数 (人)	月間登録者数 (人)
	定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)
(6)日中一時支援事業	8	8	8
	15	18	20
	5500	5800	6000
	120	160	160

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援、一時的な休息を確保する。または、通所による創作的活動、就労支援等の各種サービスを提供する。

3 地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にさせるため、研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図っていきます。

具体的には、事業ごとに次のことに留意して進めます。

(1) 相談支援事業

福祉・医療・保健等との緊密な連携による相談窓口のネットワーク構築し、身近なところで相談できるサービス提供体制の構築のため、当別町障がい者総合相談支援センターnanakamado「ななかまど」を平成18年10月に開設しており、当事者・家族・支援者など地域住民を中心として関係者がきちんと関わる相談支援事業を実施します。

また、障がいサービス係に専門的資格を持つ精神保健福祉士・社会福祉士などを配置し、相談支援事業機能強化事業を実施します。

さらに、当別町障がい者地域自立支援協議会による関係者の協議と機能を高め、障がいのある方のケアマネジメント及びサービス提供の中核的な調整機関として質を高め、運営を進めます。

(2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者等の養成及び派遣事業について当別町障がい者地域自立支援協議会で協議し、当別町の実情にあった事業を検証し、有効なサービス提供に努めます。

(3) 日常生活用具給付事業

従来を利用していただいていた方のサービスが低下しないよう、それぞれの障がいの特性により必要性を検討し、引き続き給付・貸与を実施します。

(4) 移動支援事業

要望の多い移動支援事業の利用者数・利用時間の必要量の確保のため、委託事業にて移動支援事業を開始します。

(5) 地域活動支援センター

地域の実情やニーズに対応して、平成18年10月に開設した当別町地域生活支援センター事業を引き続き実施します。

従来の小規模通所授産施設や通所訓練施設について、就労移行支援や就労継続支援に移行する施設などとの役割分担を検証し、就労に向けての活動だけに限定しない、自己選択・自己決定の力を身につけ、自己実現を体験できる日中活動の場として実施します。

地域活動支援センター強化事業の実施については、実施事業者との協議を行ない、利用者にも有効な強化事業の実践により社会参加の実現を目指します。

(6) その他の事業

日中一時支援事業については、引き続き委託事業で事業を実施します。

日中一時支援事業の事業内容については、デイサービス事業、タイムケア事業等の他事業とのバランスを考慮し、利用者に有効な事業形態を検証し、事業化することを検討します。

就労支援型日中一時支援事業を共生型基盤整備事業と連動し、実施します。

当別町身体障がい者自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業を実施します。成年後見制度利用促進事業の実施について、利用促進、制度の周知など必要とされる具体的な対策について自立支援協議会と連携して検討を深めます。



第6章 障がい者福祉基本計画改訂へ 向けての留意事項

1 留意事項の位置付け

当別町障がい福祉基本計画は、平成19年3月に平成23年度を目標年度として策定されました。その後、国や関係する機関において、障がい者・児に関する以下のような検討がおこなわれています。

平成18年度の計画策定時以降の法律や制度の改正に影響があると見込まれる検討事項

工賃倍増5カ年計画(平成19年9月18日 厚生労働省障がい保健福祉部障がい福祉課)
 障がい者自立支援法の抜本的見直し<報告書>(平成19年12月7日与党障がい者自立支援PT)
 重点施策実施5カ年計画(平成19年12月25日 障がい者施策推進本部)
 北海道における発達障がい児(者)支援のあり方に関する報告書(平成20年3月)
 障がいのある子どものための地域における相談支援整備ガイドライン(試案)(平成20年6月18日 文部科学省・厚生労働省)
 障がい児支援の見直しに関する検討会報告書(平成20年7月22日)
 発達障がい者支援の推進について<発達障がい者施策検討会報告書>(平成20年8月29日)
 今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会の論点整理(平成20年9月3日)

これらの計画や議論を踏まえ、平成20年9月29日・12月25日及び平成21年3月12日の「障がい保健福祉関係主管課長会議」(厚生労働省)で平成21年度以降の障がい福祉のあり方に関する検討や平成21年2月20日障がい福祉サービス費等報酬改定及び障がい者自立支援給付支払等システムに関する説明会が実施されています。

当別町においては、今回の「第2期障がい福祉計画」の策定にあたり「当別町障がい者地域自立支援協議会」において、課題やニーズを検討をする中で、今後の障がい福祉のあり方に対する提言をいただいていることから、計画に掲げ、さらにこれから発生する制度や法律の改正に対する、当事者やその家族、支援者、関係機関の声を適切に施策に反映させることができるよう、注意深く国・北海道の動向をとらえ、引き続き、地域の実情にあったより良い制度・サービス提供体制の実現への課題を整理し、共に協議する必要があると考えています。

そこで、本項においては、次の「障がい福祉基本計画」策定に向けての留意事項の論点整理として、以下の項目について提示するものです。

- 1 当別町地域自立支援協議会からの提言
- 2 次回の「障がい福祉基本計画」に対する計画内容補強の視点
- 3 計画策定に関係する主要な計画の表現(抜粋資料)

2 当別町障がい者地域自立支援協議会からの提言

第2期障がい福祉計画に対する当別町障がい者地域自立支援協議会からの意見のまとめと提言 「よりニーズに即した、実行性の高い計画にするために」

【趣旨】

当別町障がい者地域自立支援協議会は、当別町障がい福祉計画の主旨に則り当別町で暮らす障がいのある方の地域生活についての情報の集積・共有・発信、地域生活における課題収集・分析、課題解決への取り組み、学習等を行ってきました。

今回、第2期障がい福祉計画が策定されるにあたり、今まで当別町障がい者地域自立支援協議会で課題として挙げられ、検討されてきた内容について改めて協議し当別町で抱えている課題について計画策定委員会に提言する事により、第2期障がい福祉計画がよりニーズに即し、実効性のある計画となる事、また地域で障がい福祉に関わっている方達の「ことば」を伝える事により、更に住民に寄り添った計画となる事を是非検討していただきたく以下の内容について提言させていただきます。

【自立支援協議会での検討の概要】

(1) 目的

平成18年度より設立・運営されてきた当別町障がい者地域自立支援協議会は当別町における当事者・家族をはじめとして、障がいサービスや教育、医療、その他地域福祉に係る様々な機関・団体が集まり当別町における障がい福祉について情報共有、検討および学習を重ねてきました。

自立支援協議会では、平成21年度以降3年間の計画となる第2期障がい福祉計画が策定されるにあたり、協議員である当事者・保護者、行政機関、サービス機関、地域のインフォーマルな活動団体の方達の意見をもう一度洗いなおし、今当別町にはどのようなニーズがあり、どのようなサービスが必要とされているのか。どのような取り組みが今後考えられるのかという3つの観点から協議・検討致しました。

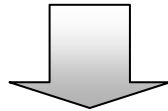
これらは第2期障がい福祉計画が、ニーズに即した数値目標の見直しとなっていることまさに今困難を抱えている人達の「ことば」を計画策定委員に伝えることにより、計画にその言葉が反映されること第1期計画より更に当事者や家族、その他障がい福祉に係る方達に即した計画となることを目的としています。

(2) 自立支援協議会における協議の流れ

【当別町障がい者地域自立支援協議会】

各グループ会議

1. 当事者・家族会グループ会議（H20.11.27）
2. 地域支援活動団体グループ会議（H20.12.8）
3. 支援事業所グループ会議（H20.12.11）



議題『障がい福祉計画第2期作成に向けた検討事項及び参加者による発案・意見交換』

全体会議（H.21.1.26）

- ・4つのグループに分かれて、それぞれのテーマについてのグループ討議。

グループ1 「児童の支援について考える」

- ・専門的な相談、支援が出来る自閉症・発達支援センターの設置について考える。
- ・保育園や幼稚園と連携し、発達障がいの早期発見・療育について考える。

グループ2 「地域づくりについて考える」

- ・障がいのある方達との関わり方を学ぶ機会をどうやって作っていくかを考える
- ・お互いがお互いを支えあう「ごちゃまぜの福祉」について考える。
- ・障がいのある方にかかわったことのない方、関心のない方も巻き込んでの地域づくりの仕組みについて考える。

グループ3 「地域づくりについて考える」

- ・本人、家族の高齢化について考える。
- ・本人が孤立してしまわないように、地域で支える仕組みを考える。
- ・トラブル等に巻き込まれやすい方のためのセーフティネットについて考える。

グループ4 「福祉サービスについて考える」

- ・自立支援協議会と地域ケア会議の連携について考える。
- ・使いやすいサービスについて考える
- ・情報共有について考える。

(3) グループワークにより導き出された課題・提言事項

「児童の支援について考える」

今後の国の方針でも強く謳われておりますように、障がいのある児童の支援については重要な施策の一つであり、自立支援協議会においては今現在、障がいのある子どもの育児に悩み、迷っている保護者も参加していることから、テーマの一つとして児童の支援について検討致しました。

このテーマで出された意見・取り組みとしては次の5つにまとめられました。(別紙資料1 参照)

- ）障がいの早期発見のための検診の充実
- ）教育、福祉、保健、子育てと横のつながりをつくるシステム作り
- ）専門家の充実、支援員のスキルアップ
- ）地域の障がい理解
- ）保護者の育児負担の軽減、障がい受容

これらの意見は別紙資料の図のようにすべて相互関係が成り立ち、例えば「早期発見のための検診の充実」という保健や子育ての課題や取り組みが「教育、福祉、保健、子育てと横のつながりをつくるシステム作り」ともつながってきます。これらの取り組みを充実させる事は、子どもの成長過程においてスムーズな支援に結びつき、一人の子どもを共通の視点・意識を持って支援を行う事が可能になるという事が実現できるところにつながります。

しかしながら、これらの意見の真に望むところ・目指すところは、今後当別町がこれらの意見や取り組みを充実させる事により、「乳・幼児期、児童期だけでなく生まれてから死ぬまで生涯途切れる事のない一貫した支援を受け、住み慣れた地域で生活する事」という障がい者自立支援法の目指すところでもあり、計画に掲げられているビジョンを実現ものでもあります。



「地域づくりについて考える」

今後、施設から地域へという動きはますます強くなり、障がいがあってもなくても地域で暮らすという事が今以上に当たり前になってくると予想されます。当別町においても現在「地域共生型事業」という取り組みをいち早く展開させており、「まちづくり」「地域交流」「子ども、障がい、高齢の枠をこえて」など様々な取り組みや発展が期待される場所でもあります。

自立支援協議会の中でも皆さんの興味・関心が深く、非常に意見が多く出やすいテーマでもあり、様々な課題や取り組みが挙げられております。しかしながら一方で「こうしたら良い」「こんな取り組みがあれば」「これが必要だ」という意見が出ながらも具体的に、「ではどうやって動いていったら良いだろう?」「どことどこが連携しあったら良いだろう?」「どうすればうまく情報が共有できるだろう?」というような具体的な実施案はなかなか出てこない部分でもあります。必要だと誰もが思うが動けない、繋がらない状態が、以前よりは解消されてきていますがまだある様子が見えます。

この点については今後も自立支援協議会で協議を展開させていくとともに、共生型事業で展開されている地域福祉ターミナルとの事業連携が不可欠と考えております。

このテーマで出された意見・取り組みとしては次の6つにまとめられました。(別紙資料2参照)

-) 障がい理解
-) ボランティア同士の交流、ボランティアの層を広げる活動
-) 町内会活動
-) セーフティネット
-) 成年後見人制度の活用、広報
-) 障がい者の方達が活動できる場の確保

キーワードとなるのは「理解」「顔見知り」「交流」=「つながる」です。これは障がい福祉施策に限ることではなく、地域福祉という広い観点からも言える事ではありますが、障がいのある方が地域で暮らすためにはやはり周囲の方の障がい理解が不可欠であり、隣近所、町内会で顔の見える付き合いがあり、障がいがあるなしに係らず「当別町住民」という大きなカテゴリーで交流を深める事によって「障がいのある方が当別町で『安心・安全・楽しく』生活できるまちになる」というところを目指したいという思いの現れではなかろうかと考えております。これらについては既に計画に盛り込まれている主要施策と合わせ、具体的な動きへとつながる事を協議会としても協議していきたいと考えております。

本人、家族の高齢化について考える

「高齢化」に伴う課題は障がいの有無に限らず誰もが抱える課題です。しかしながら、障がいのある方を支える家族の高齢化は更に様々な課題が入り混じり複雑化している点において、今後の取り組みとして当別町の重要な課題であると感じております。

結論から申し上げますとこの問題は高齢施策、地域包括支援センターとの連携が不可欠となります。

このテーマで出された意見・取り組みは次の6つにまとめられました。(別紙資料3参照)

-) 経済的な問題について(年金収入のみ、金銭管理)
-) 住宅や社会資源について
-) 本人・家族を支える介護者について
-) 健康管理について
-) 家族会・本人活動について

現状として障がい者総合相談支援センターと地域包括支援センターが情報交換・共有、連携をして支援をしているケースは何ケースが存在します。その点について当別町は情報共有やお互いがすぐに他制度について相談できる環境があり、実務的には動きやすい環境です。しかしながらやはり相談窓口がひとつではないというところから「ここに行けば高齢の事も障がいの事も地域の事もすべてわかる拠点があったら良いのではないだろうか」という意見もありました。

また、制度上介護保険サービスと障がい福祉サービスというように、分けられている事業所も「どちらのサービス提供もできる事業所に転換していく、またはそのような事業所が増えていく事」で高齢化の課題を解決していけるのではないかという意見もあげられました。

児童のテーマでもあげられていましたが、やはりこのテーマにおいても「高齢者福祉と障がい者福祉の実務レベル以上でのところでの垣根を越えて連携を強化し、包括的なサービスを提供できる事」それによって、「障がいのある本人やそれを支える家族が高齢になった時に、生活の質が落ちることなく当別町で生活できる。当別町がそのような町になる」ということを強く求められています。

福祉サービスについて考える

障がいのある方が地域で生活をしていくためにサービスは不可欠なものです。それはフォーマルなサービスでもありインフォーマルなサービスも含まれますが、ここでは主にフォーマルなサービスについての意見交換を行いました。

障がいのある人が地域で円滑に生活をしていくためにはどのようなサービスが必要なのか、またどのようなサービス提供の在り方が必要なのか。これもまた重要な課題の一つであると考えています。

このテーマで出された意見・取り組みは次の7つにまとめられます。(別紙資料4参照)

-) 町内のサービス事業所(内容)一覧がほしい
-) 横のつながりをもった情報発信
-) 行政の縦割りを解消し教育、福祉、子育て、保健、高齢の横のつながりを。
-) 相談支援の周知
-) 移動支援の利用範囲の拡大
-) グループホーム・ケアホームの増加

障がいの有無は関係なく、生活をする上で生まれてから死ぬまで「福祉」分野のサービスだけを利用して一生を終える事はありません。子育て、保健、教育、福祉、高齢など様々な分野のサービスを利用しながら地域で生活し年を重ねていきます。そのライフステージに沿ったサービスを、適切な時期に受ける事によって充実した地域生活につながります。

そのためには何が必要となるのか。「いつ、どこで(どんな時に)どこへ」というような事が一目でわかる情報が必要だという意見が出されました。それはもちろん福祉だけの情報ではなく障がいのある方が生活をする上で必要な情報がすべてわかる情報です。そのためにはどうしたらよいのか?まずは分野を超えた情報交換・共有が必要であるという意見も多数を占めています。

つまり、計画のビジョンを実現させていくためには「横のつながりを強くし、情報交換・共有がスムーズになされ、障がいのある方が適切なサービスを適切な時期に利用できる事」によって、「当事者が地域で自立した生活を生涯にわたっておくる事が出来る」という一連の流れが必要だという意見が強くなりました。

上記を踏まえた上で具体的な動きとして相談支援事業の周知の強化、移動支援の利用範囲の拡大、グループホーム・ケアホームの整備など取り組む事により、当別町における具体的なサービス整備の動きがより必要性や具体性が増すのではないかと考えております。

【最後に】

以上が当別町障がい者自立支援協議会にて協議された内容のまとめとなります。

すべてのテーマが当別町障がい福祉基本計画の3つのビジョン「障がいのある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます」「みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します」「地域の支援力を高めます」につながる意見となっております。

- (1) 子育て、教育、保健、福祉、高齢の枠組みをこえた横の連携を更に強くしていく事
- (2) 地域交流を深める事で障がい理解がさらに深まること
- (3) 高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービスの垣根をこえたサービス提供ができる取り組みを行っていくこと
- (4) ライフステージに応じた支援を適切に受ける事が出来る情報提供および相談が行われること。それによって具体的なサービス量が充実していくこと

当別町障がい者自立支援協議会においてその他本当に多数の意見があがりましたが、特にこれら4つを重点的に今後ますます必要であろうということで提言し、当別町の障がい者福祉施策が今後更なる発展、充実していく事を希望致します。



3 次回の「障がい福祉基本計画」に対する計画内容補強の視点

前回の「障がい福祉基本計画」は平成23年度を計画目標年度とし、平成19年3月に策定されました。

その後、平成19年3月以降、国や北海道あるいは様々な関連機関において、障がい福祉のあり方に関する議論がなされています。

ここでは、「障がい保健福祉関係主管課長会議資料」に示された厚生労働省の考え方を軸に、前回の「障がい福祉基本計画」の計画以降重点化が必要であると予想される点についてレビューし、次回の「障がい福祉基本計画」策定の参考としていくために整理しておくものです。

また、内容としては必ずしも市町村だけで取り組めるものばかりではなく、都道府県の事業や国における政策決定が必要な事項も含まれていますが、今後計画を検討するうえで不可欠な論点として掲載します。

現時点における視点としては、以下の5項目をとりあげます。

ケマネジメントの強化
ライフステージを通じた相談支援体制の整備
一般就労への移行支援の強化
工賃引き上げの充実及び所得保障対策
精神保健福祉施策の推進

ケアマネジメントの強化

【現障がい福祉基本計画での内容】(注：以降は「基本計画」と略)

- ・現「基本計画」では「ケアマネジメント」に直接的に言及している箇所はありません。
- ・地域生活支援事業の相談支援事業の充実や、障がい者の日常的な相談体制を強化していくためにも、新「基本計画」では位置づけと内容を明確にしていく必要があります。

【視点】

- ・現「基本計画」の策定趣旨には「安心して暮らせるまちづくりをめざして地域生活の「支援力」を高めるために」とあります。
- ・そのためには、相談支援体制の強化が基本となりますが、きめ細かく支援していくために、“ケアマネジメントの在り方”が問われています。

【現在検討されているポイント】

ケアマネジメントの強化に当たっての視点

障がい者自身の力を引き出していく「エンパワメント」と、障がい者が自らマネジメントできるようにしていく「セルフマネジメント」という視点が重要です。そのためには、地域ですべての人をその社会の構成員として包み支えあう(ソーシャルインクルージョン)を基本として、本人にとって適切で十分な支援を提供できるための連携(チームアプローチ)が不可欠となります。

サービス利用計画作成費の対象者の拡大

サービス利用計画作成費の対象者について、施設入所者や精神科病院に入院中の者を含め、原則としてサービスを利用するすべての障がい者に拡大していくべきです。

サービス利用手続きの見直し

障がい者の利用するサービスが適切なものになるよう、サービス利用手続きのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入すべきです。

モニタリングの実施

サービスの利用が、障がい者の状況やニーズに適合しているかどうかを確認するために、サービス利用計画の作成後一定期間ごとにモニタリングを実施、計画の見直しを図るべきです。

体制強化のための人材確保

現在の相談支援専門員に求められる実務経験の要件の緩和や地方公共団体の財源負担の軽減、相談支援に関わる人材に必要とされる知識や技術といった専門性を向上するための実務的な研修や実践プログラム、また新たな国家資格の検討等、量・質・財源などという複合的で積極的な取り組みが必要です。

ライフステージを通じた子どもの支援体制の整備

【現障がい福祉基本計画での内容】(注：以降は「基本計画」と略)

- ・現「基本計画」の中でも保健サービスにおける障がいの早期発見や、就学前教育保育の充実、あるいは青年期や成人期における自己実現活動への支援として含まれていますが、“ライフステージを通じた”という捉え方は正面的には取り上げていません。

【視点】

- ・障がい者を取り巻く環境は大きく変わってきていますが、障がい児支援については、長らく全体的な見直しが実施されていません。
- ・とりわけ子どものライフステージにおいては、そのステージ毎の対策とともに、一貫した支援体制が非常に重要なものとなります。

【現在検討されているポイント】

<障がいの早期発見・早期対応>

“気になる”という段階からの支援

障がい児の専門機関が保健センターなどの親子にとって身近な、気軽で、親しみのある場所に出向き、障がいの確定診断前から発達支援サービスを体験的に利用できるような取り組みを進めていくことが必要です。

<就学前の支援>

障がい児の保育所等での受け入れ

障がい児の専門機関が保育所等を巡回支援していくことにより、保育所等での受け入れを促進するとともに、これまで障がい児通園施設等に通っていた子どもが円滑に保育所等に通える仕組みをつくる必要があります。

通所施設の地域への支援の役割強化

障がい児の通所施設について、地域への支援の役割強化という観点から、地域に出て行って親子や保育士等を支援する機能や、発達障がいなど発達上支援が必要な子どもの相談支援を行う機能が求められています。

通所施設の一元化

障がい児にとって身近な地域で支援が受けられるよう、障がい種別による区分をなくし、多様な障がいの子どもを受け入れられるような一元化の検討が必要です。

<学齢期・青年期の支援>

放課後や夏休み等における支援

現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、単なる居場所としてだけでなく、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施する体制の検討が必要です。

障がい児の放課後児童クラブ等の受け入れ

障がい児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して巡回支援等により、障がい児の放課後児童クラブ等での受け入れを検討する必要があります。

卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携

学校の在学中から、体験的に就労移行支援事業等を利用するなど、学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を強化が重要です。

「障がい児支援の見直しに関する検討会 報告書」(平成20年7月22日)

障がい児を取り巻く環境が変化している状況を踏まえ、障がい児支援施策全般についての見直しを行い、今後の障がい児支援のあるべき姿と、具体的な施策について検討を行っています。

4つの基本的な視点に基づく障がい児支援施策の見直し

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

「発達障がい者支援の推進に係る検討会 報告書」(平成20年8月29日)

発達障がい者支援に係る発達障がい者支援法施行後の課題を整理した上で、「障がい児支援の見直しに関する検討会」では議論されていない発達障がい者支援固有の課題について、今後の対応の方向性の検討を行っています。

発達障がい者支援における課題

発達障がい者支援の基本的な考え方に基づいて、以下の2つの観点から発達障がい者支援に係る現在の課題を整理しています。

当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

一人一人の発達障がい者とその家族に対して、発達障がいにより気づく段階から適切な支援を受ける段階まで切れ目のない支援体制を整備することが大切であるとの観点

全てのライフステージにおいて、必要な支援を様々な分野の関係者が共通の視点に立って連携をとりながら、継続的に提供できるような体制の一層の整備が必要です。

発達障がい者支援に関わる者の役割と課題

様々な立場から関わる者の役割を整理し、一人一人に必要な支援が生活全般にわたる領域から受けられるようにすることが大切であるとの観点

発達障がい者支援を推進する際には、支援に関わる者が求められる役割を把握し、その支援を行うという意識を持つことが重要であるため、直接処遇職員、発達障がいについての専門的な支援を行う者、発達障がい者支援センター、市町村、都道府県等、国それぞれの基本的な役割を明確にする必要があります。

一般就労への移行支援の強化

【現障がい福祉基本計画での内容】(注：以降は「基本計画」と略)

- ・現「基本計画」の中でも、自立と社会参加を促す就労支援として、一般就労支援と福祉的就労支援の2つの側面から取り組んでいくことを目指しています。
- ・しかしながら、全国的な動きをみても、一般就労への移行はなかなか進んでおらず、本町においても、さらに対策を強化していく必要があります。

【視点】

- ・障がい者自立支援法では、それまでの授産施設を、目的と機能によって、一般就労を希望する障がい者を対象とする「就労移行支援」と、一般就労が困難な障がい者を対象とする「就労継続支援(A型・B型)」に再編しています。
- ・今後障がい者が自立した生活を営んでいくためには、特に一般就労への移行支援を強化していくことが求められています。
- ・地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)を効果的に活用し、障がいがある方が一般就労へのプロセスをステップアップできるよう、適切な支援メニューとプログラムを導入するよう、機能を強化していくことが求められています。

【現在検討されているポイント】

一般就労への移行の成果の評価の在り方

一般就労への移行を促進するためには、職業スキルの向上のみでなく、就業後の生活を想定した社会適応能力を高める訓練プログラムの確立・普及を図ること。また、一般就労への移行実績を十分に評価し、その後の定着支援を行っても経営が圧迫されないような報酬設定等について検討すべきです。

福祉現場の本人への外部からのアプローチ

一般就労への移行を進めるために、就労継続支援等の支給決定時や支給決定更新時において、本人への外部の情報の提供など、第三者の視点による関わりを充実させることが重要です。

支援ノウハウを持った専門職の配置

就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得する研修を受講した者の配置や、地域障がい者職業支援センターの専門的な助言・援助等の支援や、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターとの連携を図ることが必要です。

特別支援学校等からの一般就労への移行のための体制づくり

特別支援学校や高等学校在学中から、企業での体験学習等、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービスを利用できるようにしていくことが重要です。

就労移行後の継続的なフォローアップ

就職後一定期間経過後のフォローアップについて、本人の意向、支援の継続性や生活

面の支援を併せて必要とすること等にも配慮した支援体制の充実を図ることが重要である。その際、通勤寮が担ってきた就労する障がい者の自立に向けた生活面の訓練をおこなう機能の充実が必要です。

工賃引き上げの充実及び所得保障について

【現障がい福祉基本計画での内容】(注：以降は「基本計画」と略)

- ・現「基本計画」における福祉的就労には、工賃アップの対策は示されていません。しかしその後、「成長力底上げ戦略」や「工賃倍増5カ年計画」が国においても示され、新基本計画においては、授産施設等でやりがいを持って仕事に就けるよう工賃の水準アップの対策を示していくことも必要です。

【視点】

- ・現在我が国の工賃の平均水準は15,000円程度で、北海道においても18,000円程度と極めて低い水準にあります。
- ・道の計画においても、平成23年度は平成18年度水準の倍を目指すことが示されており、今後、福祉的就労であっても少しでも生活の自立強化を図るために工賃の水準アップを図ることは不可欠なこととなっています。

【現在検討されているポイント】

一般就労への移行の成果の評価の在り方

一般就労への移行を促進するためには、職業スキルの向上のみでなく、就業後の生活を想定した社会適応能力を高める訓練プログラムの確立・普及を図ること。また、一般就労への移行実績を十分に評価し、その後の定着支援を行っても経営が圧迫されないような報酬設定等について検討すべきです。

福祉現場の本人への外部からのアプローチ

一般就労への移行を進めるために、就労継続支援等の支給決定時や支給決定更新時において、本人への外部の情報の提供など、第三者の視点による関わりを充実させることが重要です。

支援ノウハウを持った専門職の配置

就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得する研修を受講した者の配置や、地域障がい者職業支援センターの専門的な助言・援助等の支援や、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターとの連携を図ることが必要です。

特別支援学校等からの一般就労への移行のための体制づくり

特別支援学校や高等学校在学中から、企業での体験学習等、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービスを利用できるようにしていくことが重要です。

就労移行後の継続的なフォローアップ

就職後一定期間経過後のフォローアップについて、本人の意向、支援の継続性や生活面の支援を併せて必要とすること等にも配慮した支援体制の充実を図ることが重要である。その際、通勤寮が担ってきた就労する障がい者の自立に向けた生活面の訓練をおこなう機能の充実が必要です。

目標工賃設定についての考え方

目標工賃の設定にあたっては、以下の点を考慮すべきです。

地域の最低賃金や一般雇用されている障がい者の賃金

各都道府県の目標工賃

地域の実情を踏まえ、障がい年金と合算して障がい者が地域で自立した生活を実現できるために必要な収入

工賃引き上げによる効果

工賃水準の引き上げを行うことにより、様々な波及効果が報告されています。

利用者の作業活動における役割が明確化

仕事についての具体的なイメージがもてた

作業活動の目標を再確認できた

作業への集中力が向上した

売り上げアップという意識が醸成された

等

精神保健福祉施策のあり方について**【現障がい福祉基本計画での内容】(注：以降は「基本計画」と略)**

- ・基本的には3障がいの区別無くという考え方が前提であり、精神障がいの関係施策の展開については、保健・医療体制の確保について「精神保健対策の推進」としての記載となっています。

【視点】

- ・3障がいの区別無くというのは基本であっても、これまで精神障がいに対しては入院医療中心の考え方が主なものになっており、地域生活を支える医療・福祉サービスの提供体制が十分でないことや、我が国における精神疾患や精神障がい者への理解が十分では無かったことがあげられます。
- ・平成16年に示された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては“入院医療中心から地域生活中心へ”という理念が示されており、今後地域生活面や保健・医療面での対策がさらに重要となります。
- ・「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」 1
精神保健医療福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、「精神保健医療福祉の改革ビジ

ョン」に基づくこれまでの改革の成果を検証するとともに、ビジョンの第2期（平成21年9月から5年間）における重点施策群を定めるため、入院患者の地域移行への支援のための方策や、病床機能をはじめとする精神医療の機能分化の一層の推進のため脳方策など、今後の精神保健医療福祉のあり方等について、客観的なデータに基づいた検討を行うとされています。

主な検討事項

- (1) 地域生活支援体制の充実
- (2) 精神保健医療体系の再構築
- (3) 精神疾患に対する理解の深化 等

【現在検討されているポイント】

地域生活を支える支援の充実

精神障がい者が、地域において質が高く適切な福祉サービスや医療サービス等の必要な支援を十分に受けることができる体制づくりが必要です。

精神医療の質の向上

救急医療の整備、入院医療の急性期への重点化等、疾患や病気に応じて人権に配慮した適切な医療の提供とともに、精神医療の質を向上し、精神障がいがあっても、地域において安心して生活ができる体制づくりが必要です。

精神疾患に関する理解の深化

国民全体の精神疾患に関する正しい理解が進み、精神疾患にかかった場合でも早期に適切な対応が行われ、かつ、精神障がい者が地域の住民として暮らしていくことができる社会を構築することが重要です。

長期入院患者を中心とした地域生活への移行・定着支援

上記の対策を含め、既に長期にわたり入院している精神障がい者を中心として、それぞれの特性を踏まえつつ、地域生活への移行・定着をはじめとして、入院から本人にふさわしい生活への移行・定着までが、円滑に行われる流れをつくる必要があります。

個別に対応すべき事項として検討会（ 1 ）で挙げられていること。

相談支援について

- (1) 地域生活の拡充のための相談支援について

（相談支援の充実強化）

総合的な相談を行う拠点的な機関の設置等、地域における総合的な相談支援体制の充実

退院等に向けた地域生活の準備のための同行等の支援に加え、民間住宅等への入居時の支援や緊急時に対応できる地域生活における24時間の支援等について、全国のどの地域においても実施されるよう、評価を充実

(ケアマネジメント機能の充実)

病院等から地域生活への移行を目指す者等を含めたサービス利用計画作成費の対象者拡大

サービス利用計画の作成手続きの見直し、作成後の継続的なモニタリングの実施

(自立支援協議会の活性化)

自立支援協議会の機能の充実と法律上の位置付けの明確化

(相談支援の質の向上)

相談支援を担う人材の養成とその資質の向上

精神障がい者又は家族同士のピアサポートの推進

(2) 相談体制における行政機関の役割について

精神保健に関する相談への対応や、医療に関する相談や複雑・困難なケースへの対応等、市町村、保健所、精神保健福祉センターによる精神保健福祉に関する相談体制を具体化

(3) 精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて

精神障がい者の地域生活の支援を担う役割の明確化等の制度的対応、カリキュラム見直し等の検討

地域生活を支える福祉サービス等の充実について

(1) 住まいの場の確保について

(グループホーム・ケアホームの整備促進・サービスの質の向上)

整備費の助成制度や公営住宅の活用等を通じた整備促進、夜間支援体制の確保等サービスの質の向上

(公営住宅への入居促進)

優先枠設定等による優先入居の一層の普及、民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進 等

(公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

改良工事費への助成の充実等、活用促進のための方策を促進

(民間賃貸住宅への入居促進)

あんしん賃貸支援事業」の更なる普及、公的家賃債務保証制度の拡充・普及等

(2) 生活支援等障がい福祉サービス等の充実について

(訪問による生活訓練の評価の充実等)

訪問による生活訓練の評価の充実等、訪問による生活支援の充実

(ショートステイ(短期入所)の充実)

精神障がい者本人による利用の拡大、評価の充実を通じたショートステイの充実

(就労支援等)

就労系障がい福祉サービスの機能の充実と雇用施策との連携強化、雇用支援の一層の推進・充実

障がい者就業・生活支援センターの全障がい福祉圏域での設置に向けた整備促進

と関係機関との連携強化

社会適応訓練事業の果たしている機能の障がい者施策全体の中での位置付けの明確化

(家族に対する支援)

効果的な家族支援の一層の推進

精神科救急医療の充実・精神保健指定医の確保について

(1) 精神科救急医療の充実について

都道府県による精神科救急医療体制の確保やモニタリングの実施等の制度化
精神科救急医療と一般救急医療との連携の制度化

(2) 精神保健指定医の確保について

都道府県による医療機関や指定医への協力依頼や輪番制等の体制整備の促進
精神保健指定医が、措置診察等の公務員としての業務や精神科救急医療等の都道府県における精神医療体制の確保に協力すべきことについて法定化 等

(3) 精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて

精神障がい者の地域生活の支援を担う役割の明確化等の制度的対応、カリキュラム見直し等の検討

地域生活を支える福祉サービス等の充実について

(1) 住まいの場の確保について

(グループホーム・ケアホームの整備促進・サービスの質の向上)

整備費の助成制度や公営住宅の活用等を通じた整備促進、夜間支援体制の確保等
サービスの質の向上

(公営住宅への入居促進)

優先枠設定等による優先入居の一層の普及、民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進 等

(公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進)

改良工事費への助成の充実等、活用促進のための方策を促進

(民間賃貸住宅への入居促進)

あんしん賃貸支援事業」の更なる普及、公的家賃債務保証制度の拡充・普及等

(2) 生活支援等障がい福祉サービス等の充実について

(訪問による生活訓練の評価の充実等)

訪問による生活訓練の評価の充実等、訪問による生活支援の充実

(ショートステイ(短期入所)の充実)

精神障がい者本人による利用の拡大、評価の充実を通じたショートステイの充実

(就労支援等)

就労系障がい福祉サービスの機能の充実と雇用施策との連携強化、雇用支援の一層の推進・充実

障がい者就業・生活支援センターの全障がい福祉圏域での設置に向けた整備促進
と関係機関との連携強化

社会適応訓練事業の果たしている機能の障がい者施策全体の中での位置付けの
明確化

(家族に対する支援)

効果的な家族支援の一層の推進

精神科救急医療の充実・精神保健指定医の確保について

(1) 精神科救急医療の充実について

都道府県による精神科救急医療体制の確保やモニタリングの実施等の制度化

精神科救急医療と一般救急医療との連携の制度化

(2) 精神保健指定医の確保について

都道府県による医療機関や指定医への協力依頼や輪番制等の体制整備の促進

精神保健指定医が、措置診察等の公務員としての業務や精神科救急医療等の都道

府県における精神医療体制の確保に協力すべきことについて法定化 等

入院中から退院までの支援等の充実について

精神障がい者の地域生活への移行及び地域生活の支援について、施策の推進体制

を制度上明確化

精神保健医療福祉従事者の責務の明確化

地域生活への移行及び地域生活の支援に必要な体制整備を行なう機能の更なる

充実

入院中の段階から、試行的にグループホーム等での生活の体験や通所系の福祉サ

ービスの利用ができる仕組みの導入

4 計画策定に関係する主要な計画の表現（抜粋資料）

(1) 当別町第5次総合計画 抜粋

重点プラン3 子どもから高齢者まで安心して暮らせる 地域で見守り育てる福祉・教育環境の創造

3 - 1 福祉文化をはぐくむまちづくり

背景

障がい者、高齢者、子ども、ボランティア、大学、学生など誰もが健康で、お互いに地域で支えあう「支援力の向上」による新しい福祉社会のシステム構築が求められています。

手立て

1 共生型福祉活動への支援

NPOや医療大学、社会福祉協議会などと連携し、共生型福祉活動を推進
共生型地域福祉ターミナルなど共生型福祉活動に対して、町民が主体的に関係しあえる環境整備の推進

2 障がいのある方の地域活動・生活の支援

障がい者自立支援法に基づいた「支える」新しいサービスを実施
コミュニケーションや移動など日常の社会生活を支援

3 住民主体の健康づくりの推進

一人ひとりが主体的に健康づくりを実践できる取り組みの推進
予防を重視した生活習慣病対策の推進

手だての推進に向けた取り組み

共生型地域福祉ターミナル及び地域オープンサロン運営への支援
地域活動支援センター事業、障がい者総合相談支援センター事業の推進
ファミリー・サポート・システム事業の充実
専門的支援、コミュニケーション支援、移動支援、日中一時支援などの地域生活支援事業の推進
生活習慣病（メタボ・がん・慢性腎臓病）予防への指導・支援の充実
運動・栄養・こころ・歯の4つのポイントを重視したこころとからだの健康づくりの推進
特定健康診査・特定保健指導事業の推進

(2) 当別町地域福祉計画 抜粋

福祉文化をはぐくむまち当別町

基本理念を踏まえ、本町の地域福祉のまちづくりの基本方向を次の4つとします。

基本目標1 共に生きる社会をつくります

誰もが互いの個性を尊重しあい、地域で暮らすすべての人が生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指します。

そのために、子どもの頃からの福祉を学ぶ環境づくりを進めるとともに、子どもと高齢者の世代間交流あるいは健常者と障がい者との交流など、地域で暮らす様々な人々の交流やボランティア活動などの支え合いを通して、共に生きる社会づくりを推進します。

また、子どもと大人がいっしょに育つことを基本に、まちぐるみでの子育て・親育ちの環境づくりを目指します。

基本目標2 利用者の視点で福祉サービスの仕組みをつくります

町民が抱える多様な悩みや問題を聴き、当事者の目線とともに考え、解決に向けた適切な助言や情報提供が行えるように、また、各人のライフステージにそった、保健・医療・福祉のサービス提供体制づくりを目指します。

そのために、ワンストップ型の福祉サービスを推進するとともに、常に利用者の立場にたった適切な相談・情報提供のシステムづくりと、保健・医療・福祉が一体となったサポート体制の整備を推進します。

基本目標3 地域住民が共に支えあうネットワークをつくります

町民一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域福祉の重要な推進役として期待される町内会との連携による身近な地域での見守り体制を強化し、ともに支え合う福祉ネットワークの形成を推進します。

そのために、あらゆる福祉情報の集積地であり地域福祉ネットワークの核となる「地域福祉ターミナル」の創設を目指します。

基本目標4 協働の力で誰もが主役になる福祉のまちをつくります

地域の中で住民が主体となって実践し、それを行政が支援するという役割分担のもと、協働による福祉のまちづくりを目指します。

そのために、社会福祉協議会等関連団体との連携とともに、子どもから高齢者までそれぞれのパワーや役割を発揮できる場や機会を創出し、個々人の個性が集まり、福祉がわがまちの文化として実感できるまちを目指します。